

2019年10月21日

お客様各位

北海道労働金庫

令和元年台風第19号に伴う災害により被災された方への
預金等のお取引について

この度の令和元年台風第19号に伴う災害により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をこころからお祈り申し上げます。

北海道労働金庫では、令和元年台風第19号に伴う災害によって被災されたお客様に対しまして、「預金等のお取引」を以下のとおり実施することと致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 預金証書・通帳を紛失した場合でも、ご本人さまであることを確認させていただいたうえで、預金残高の範囲内で、10万円を限度にお支払いをいたします。
2. お届出印鑑のない場合には、自署にて応じます。
3. ご事情によっては、定期預金の期限前払戻しに応じます。また、これを担保とする貸付にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう努めます。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手についての不渡処分については、ご事情を考慮のうえ、対応いたします。
6. 汚損・損傷した紙幣および貨幣の引換えに応じます。

以上